

介護老人福祉施設 煌奏館
利用料金のご案内

平成30年4月1日

<施設サービス費>

(1日あたりの単位数)

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------|-----------------|------|------|------|------|-------|
| 施設サービス費 | | 636 | 703 | 776 | 843 | 910 |
| 加 算 | 看護体制加算【Ⅰ】ロ | 4 | | | | |
| | 看護体制加算【Ⅱ】ロ | 8 | | | | |
| | 夜勤職員配置加算【Ⅱ】ロ | 18 | | | | |
| | 個別機能訓練加算 | 12 | | | | |
| | 栄養マネジメント加算 | 14 | | | | |
| | サービス提供体制強化加算【Ⅱ】 | 6 | | | | |
| | 口腔衛生管理体制加算 | 30/月 | | | | |
| | 介護職員処遇改善加算【Ⅰ】 | 59 | 64 | 70 | 75 | 81 |
| 1日あたりの合計 | | 765 | 837 | 916 | 990 | 1,061 |

※福岡市は5級地で1単位あたり10.45円になりますので上記の合計×10.45が保険請求額となり、うち1割が利用者負担額となります。

※口腔衛生管理体制加算は1月あたりの単位数のため、1日あたりの合計には含まれておりません。

<居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

| | | |
|-------------|------|-----------|
| 居 住 費 | 第1段階 | 820 円/日 |
| | 第2段階 | 820 円/日 |
| | 第3段階 | 1,310 円/日 |
| | 第4段階 | 1,950 円/日 |
| 食 費 | 第1段階 | 300 円/日 |
| | 第2段階 | 390 円/日 |
| | 第3段階 | 650 円/日 |
| | 第4段階 | 1,380 円/日 |

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安<<1割負担>>

(単位:円)

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合 計 | 第1段階 | 59,242 | 61,593 | 64,155 | 66,505 | 68,855 |
| | 第2段階 | 62,032 | 64,383 | 66,945 | 69,295 | 71,645 |
| | 第3段階 | 85,282 | 87,633 | 90,195 | 92,545 | 94,895 |
| | 第4段階 | 127,752 | 130,103 | 132,665 | 135,015 | 137,365 |

1ヶ月(31日)あたりの利用料金目安<<2割負担>>

(単位:円)

| 要介護度 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 合 計 | 第4段階 | 152,274 | 156,976 | 162,099 | 166,799 | 171,500 |

※第1段階から第4段階は、介護保険負担限度額を表します。介護保険負担限度額につきましては区役所への申請が必要です。

※居住費は入院・外泊された場合、7日目以降は介護保険負担限度額に関係なく第4段階(1,950円)となります。

※利用料金は、要介護度・介護保険負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になる場合がございますので、ご了承ください。

※その他の各種加算料金

| | | |
|------------------|--------|--|
| 初期加算 | 30単位 | 入所した日から起算して30日以内（1日につき） |
| 療養食加算 | 6単位 | 医師の指示による特別食を提供する場合（1日につき） |
| 外泊時費用 | 246単位 | 1月あたり6日を限度として所定単位数に代えて算定する（1日につき） |
| 退所前訪問相談援助加算 | 460単位 | 退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき） |
| 退所後訪問相談援助加算 | 460単位 | 退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合。（1回につき） |
| 退所時相談援助加算 | 400単位 | 退所時に退所後のサービスについて相談援助を行った場合。（1回につき） |
| 退所前連携加算 | 500単位 | 退所後のサービス利用について調整を行った場合。（1回につき） |
| 看取り介護加算【Ⅰ】 | 144単位 | 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき） |
| 看取り介護加算【Ⅱ】 | 680単位 | 死亡日の前日及び前々日（1日につき） |
| 看取り介護加算【Ⅲ】 | 1280単位 | 死亡日 |
| サービス提供体制強化加算【Ⅰ】ロ | 12単位 | 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の50以上（1日につき） |
| サービス提供体制強化加算【Ⅲ】 | 6単位 | 入所者に直接サービス提供する職員総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上（1日につき） |
| 日常生活継続支援加算Ⅱ | 46単位 | 入所者総数のうち介護4、介護5の者の占める割合が100分の70以上。介護福祉士の数が、6又はその端数を増すごとに1以上（1日につき） |
| 経口移行加算 | 28単位 | 計画に従い、経口による食事の摂取を進める為の栄養管理を行った場合。（1日につき） |
| 経口維持加算【Ⅰ】 | 400単位 | 著しい摂食障害を有し、造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。（1月） |
| 経口維持加算【Ⅱ】 | 100単位 | 著しい摂食障害を有し水飲みテスト等により誤嚥が認められ特別な管理が必要であるものとして、医師の指示を受けた場合。（1月） |
| 在宅復帰支援機能加算 | 10単位 | 家族との連絡調整、居宅サービスに必要な情報の提供、退所後のサービス利用に関する調整を行っている場合。（1日につき） |
| 在宅・入所相互利用加算 | 40単位 | 要介護3から要介護5までの者に在宅生活を継続する観点から、居宅と施設の介護支援専門員が情報交換を十分に行っている場合。（1日につき） |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 120単位 | 若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。（1日につき） |
| 口腔衛生管理加算 | 90単位 | 歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合。（月1回算定） |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200単位 | 認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊急入所した場合。（1日につき） |
| 排せつ支援加算 | 100単位 | 排泄に介護を要する入所者に対し、支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。（1月につき） |
| 褥瘡マネジメント加算 | 10単位 | 褥瘡発生と関連の強い項目について、計画的に管理した場合。（1月につき。3か月に1回ごと） |
| 低栄養リスク改善加算 | 300単位 | 低栄養リスクの高い入所者に対して、栄養状態、嗜好を踏まえた栄養・食事調整等をおこなった場合。（1月につき） |
| 再入所時栄養連携加算 | 400単位 | 医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入院時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合。（1回につき） |
| 配置医師緊急時対応加算 | 650単位 | 配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し入所者の診察を行なった場合。（1回につき） |
| | 1300単位 | 配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設を訪問し入所者の診察を行なった場合。（1回につき） |

| | | |
|-----------------|-------|--|
| 生活機能向上連携加算 | 100単位 | 外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合。(1月につき) |
| 介護ロボットの活用の推進 | 18単位 | 見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合。(1日につき) |
| 在宅サービスを利用した時の費用 | 560単位 | 入所者が施設より提供される在宅サービスを利用した場合。(1月に6日限度で1日につき) |

※その他の各種加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- 病院受診代、歯科受診代、健康管理費（インフルエンザ予防接種代等）、理美容代、施設外に依頼されるクリーニング代等
- 入居者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代・レクレーション等にかかる品物代等は自費となります。